

「(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業」計画段階環境配慮書に係る  
環境の保全の見地からの和歌山県知事意見

1 総括的事項

本事業は、県内最大のブナ林を有し、様々な動物が生存する護摩壇山から日ノ御崎に至る白馬山脈において、有田川町と日高川町の境界部分となる稜線部分に発電出力2,000キロワットから3,400キロワット級の風力発電設備を最大15基設置し、発電する計画となっている。

白馬山脈では、既に、本事業者により西側から「広川・日高ウィンドファーム事業」及び「中紀ウィンドファーム事業」が実施されており、その東側を事業実施想定区域としている本事業は、白馬山のブナ林等、より自然度の高い地域により近接することとなり、自然環境への影響が懸念され、十分な配慮が求められる。

また、事業実施想定区域は、全域が森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林となっているほか、周辺には砂防法（明治30年法律第29号）に基づき指定された砂防指定地、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域等が存在し、土地の改変に慎重を要する地域である。

事業実施想定区域の周辺では、過去に本事業者により実施された環境影響評価において、クマタカ等の稀少猛禽類の生息が確認されており本事業の実施による鳥類への重大な影響が懸念される。

事業実施想定区域及びその周辺は自然環境・生態への影響が懸念され、配慮が求められる地域であるにもかかわらず、本計画段階環境配慮書では、事業実施想定区域の設定に至った検討過程の説明が十分ではなく、本事業者がこれまで実施してきた風力発電事業に基づく知見を開示し、反映していないなど、適切な計画段階環境配慮がなされているとは言いがたい。

このため、方法書以降の環境影響評価図書の作成に当たっては、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備や工事用道路の配置について、地域の情報や事業者の保有する知見を十分活用し検討すること。また、それらの経緯等について、客観的な根拠となる情報も含め適切かつ正確に記載すること。結果として、重大な環境影響が避けられないと判断した場合には、対象事業実施区域の見直し及び基数や出力の削減を含む事業計画の全体的見直しを行うこと。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

事業実施想定区域及びその周辺には住居等が存在しており、これらに対する騒音及び超低周波音による重大な環境影響が生じるおそれがあることから、本事業者及び他事業者の県内の既設風力発電機についても十分に把握、精査した上で、専門家等からの助言を得ながら詳細な調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、十分な離隔距離を取る等により重大な影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 土地の改変による自然環境への影響

専門家等からの助言を得ながら、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えることや天然林等の伐採を回避すること等により、自然環境への重大な影響を回避又は十分に低減すること。

### (3) 動植物及び生態系

クマタカ等の鳥類に対する影響については、既設風力発電所における衝突事故に関する知見や、関係団体及び専門家等からの助言を踏まえ、適切な手法（期間・時期、地域・地点等）により生息に関する実態調査を含む調査、予測及び評価を実施し、これらの結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討し、本事業の実施に伴う重大な影響を回避又は十分に低減すること。

事業実施想定区域の東側近傍の白馬山には「白馬山のブナ林」や県指定文化財（天然記念物）「オオダイガハラサンショウウオ」の生息域が存在し、本事業の実施に伴い重大な影響を受ける可能性が極めて高い。そのため、本事業の実施によりこれらへの重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、林道宇井苔白馬線と林道白馬線の接続地点から東側の地域について緩衝地帯として対象事業実施区域から除外する等事業計画の見直しも含め再検討すること。

### (4) 景観

本事業は、白馬山脈の稜線部分の景観を大きく変えるおそれがあるにもかかわらず、どのように景観を保全していくか、具体的な考えが示されていない。方法書においては、景観をどのように保全していくのか、事業者としての考えを明らかにした上で、専門家等からの助言を得ながら詳細な調査、予測及び評価を行い、風力発電設備の配置等を検討し、重大な影響を回避又は十分に低減すること。

特に、主要な眺望点からの眺望景観の著しい妨げとなる風力発電設備の設置及び稜線を分断する等、眺望の対象に著しい支障を及ぼす風力発電設備の配置を回避すること。

なお、主要な眺望点だけでなく、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居についても身近な眺望点として選定し、適切な方法により調査、予測及び評価を行うこと。

### (5) その他

ア 方法書以降の環境影響評価図書は、図書を広く公表し、様々な方面から意見を聴取することを踏まえ、一般にもわかりやすいものとする。

イ 助言を求める専門家等については、当該地域を熟知した者に依頼すること。

ウ 方法書以降の手続については、単に既公表の環境影響評価図書（前例）等に基づき機械的に実施するというのではなく、地域特性や事業特性を十分把握し、地域の実態に即した調査、予測及び評価を実施すること。

エ 本事業に対しては、地域住民から生活環境や自然環境への影響、洪水や土砂災害の発生を危惧する意見が多数寄せられている。環境影響評価は、情報公開、説明による地域とのコミュニケーションの手続であることから、事業者としての説明責任を果たすとともに、積極的に地域との対話に努めること。特に住民が心配している騒音・低周波音に関しては、全国の風力発電事業における状況等、具体的な内容を用いて丁寧に説明すること。

## 3 関係地方公共団体である町長の環境の保全の見地からの意見

関係地方公共団体である町長から提出された環境の保全上の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応して方法書に反映させること。

30 有田川一環衛第 970 号  
平成 30 年 11 月 14 日

和歌山県知事 仁坂 吉伸 様

有田川町長 中山 正 隆

「(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」に係る環境の保全の見地からの意見について (回答)

#### 記

有田川町では有田川町景観条例、同施行規則、有田川町景観計画を策定しています。

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、専門家や利用者等の意見を踏まえ、眺望景観への影響を回避低減し、風土地の改変による土砂や濁水の流出、土砂災害の発生等、周辺環境を阻害しないよう配慮すること。

また、事業区域内ではクマタカの生息が報告されていますので、特にこれら鳥類をはじめとした生態系への影響を十分に調査、予測した環境影響評価を行うとともに、地元住民に環境影響評価の趣旨を理解していただき、自治会や住民の意向を汲んだ対応に心掛けること。

以上

日 川 企 第 5 1 9 号  
平成 3 0 年 1 1 月 1 3 日

和歌山県知事 仁坂 吉伸 様

日高川町長 久留米 啓史

「(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業」に係る計画段階配慮書に対する環境の保全の見地からの意見について (回答)

平成 3 0 年 1 0 月 1 6 日付環生第 10160001 号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

#### 記

##### ・地元住民の理解について

事業実施にあたっては、周辺地域の住民や土地所有者 (以下「地域住民等」という。) の理解が不可欠であることから、地域住民等の意向を十分に配慮し、安全対策及び災害対策等の対応を行うこと。

##### ・景観について

事業実施想定区域は、白馬山脈の中央に位置し自然豊かな地域であることから、眺望景観については、重大な影響を回避又は低減するよう調査及び検討を行うこと。

##### ・工事の実施について

風力発電施設建設に伴う造成工事により土砂流出や濁水発生の可能性が考えられるため、適切な調査及び予測を行い、対策方法を検討すること。また、大型部品の運搬及び工事車両の通行について、ルート of 安全対策を十分講じること。

##### ・騒音等について

風力発電施設の建設工事及び施設稼働時に係る騒音・振動等が周辺の公共施設や住居等に及ぼす影響を回避又は低減させるよう風力発電施設の配置及び機種等について、十分検討すること。また、騒音等の人への影響については、個人差があり未解明な部分も多いことから、国が示す指針値及び最新の知見に基づいた適切な方法により調査及び予測を行うこと。

・生態系について

事業実施想定区域には保安林が含まれており事業実施によって改変されることにより、生息・生育環境が変化する可能性があるため、環境保全について重大な影響を回避又は低減するよう十分に調査及び検討すること。

【住民課】

1. 施設建設及び事業実施において、大気汚染、水質汚染、騒音、振動、臭気等により、住民の健康、財産、農作物、畜類等に被害を及ぼすことのないよう、生活環境に十分配慮し、地域住民や地権者の理解のもと、計画立案に取り組むこと。

【建設課】

1. 事業計画地内並びに隣接地において、本町が管理をする町道並びに法定外公共物（里道・水路）がある場合、下記の手続きをとること。

① 町道から工事車両等が進入する場合、町道占用許可又は工事施工承認等必要な許可手続きをとること。

② 法定外公共物を使用する場合、法定外公共物使用許可等必要な手続きをとること。

2. 事業計画地内並びに隣接地に法定外公共物（里道・水路）がある場合、事業完了後に現地にこれらを復元すること。なお、これらの手続きについては建設課と十分協議をすること。

3. 工事期間中又は工事完了後も町道並びに法定外公共物に土砂・流木等が流れ込まないように対策を講じること。なお、これらが発生した場合は、建設課の指示に従い対応すること。

4. ダンプトラック等工事用車両の通行により、道路の構造物、道路標識、安全対策施設、占有物件等に損傷を与えた場合は、直ちに建設課に連絡を行い、その指示に従うこと。

なお、舗装復旧については、全面復旧を原則とする。

5. 工事期間中、泥並びに埃が発生し町道の通行に支障をきたすことがないように、十分な対策を講じること。なお、建設課から指示があった場合はその指示に従うこと。

6. 工事期間中、町道を工事用車両が通行する場合には交通安全に十分注意すること。

7. 日高川漁業協同組合には、事前に事業計画を説明していただきたい。

8. 関係する地元区へは事前に事業説明を行っていただきたい。

9. 上記以外に、町道並びに法定外公共物に関して問題が生じた場合は、建設課と協議を行い対応すること。

10. 和歌山県が管理する道路並びに水路等において問題が生じた場合は、県担当部局と協議のうえ適切な対応をして頂きたい。

**【林業振興課】**

1. 風力発電施設の設置及び関係する道路整備に伴う土地の改変による土砂流出の可能性が考えられるため、下方森林への環境影響、尾根部の改変による環境影響について調査・検討及び評価を行うこと。

2. 企業、日高川町、県が協定をとり交わし森林保全活動をしている企業の森が事業実施区域内に存在するため、事業計画作成時には十分配慮すること。